

士業プロフェッショナル

暮らしとビジネスを力強くサポートする

地域に寄り添う、 身近な街の 法律家

生前からの相続対策で
クライアントの
人生をサポート

田幡FP・行政書士事務所

代表 行政書士

田幡悦子



相続はお金の問題に加え、相続人の感情も
汲みとって進めることが、円満解決に繋げる
重要なファクターになります

第1

次ベビーブーム（1947～1949年）に生まれた約800万人の「団塊の世代」が後期高齢者の75歳となる2025年を境として、日本の超高齢社会は一層加速し、医療、福祉、雇用、経済など社会全体に大きな影響を与える事態が訪れる。

なかでも多くの高齢世代が直面するのが財産処理の問題。そして経営者の場合は事業承継の問題が喫緊の課題となってくる。

こうした中で埼玉県内を業務エリアに、遺言や成年後見に力を注ぎ、生前対策のスペシャリストとして精力的な活動を行っているのが田幡FP・行政書士事務所代表の田幡悦子氏だ。

行政書士として会社設立手続きや建設業を中心とした各種許可を業務の柱とする一方、ここ数年、遺言や成年後見の相談・依頼が多く寄せられ、顧客の切実なニーズに応じて日々奮闘している。

田幡代表は「生前の対策をおろそかにすると、遺産を巡って残された家族同士で争うケースが多く見られます。肉親同士で争わないためにも、早めに私たち専門家に相談してほしい」と声高に呼びかける。

「法律で悩む人が気軽に相談できる場を」と独立開業

セミナーや多彩な地域貢献活動を精力的に展開

現 在多くのクライアントからの依頼を受けて多忙を極める田幡代表だが、独立して事務所を開設したのは平成15年。独立までの11年間は、法律事務所のパラリーガルとして活動してきた。



JR 浦和駅近くにある事務所

が希望に満ち溢れ、熱気に溢れていました。私も周りの方々に負けていられないと張り切っていましたね」

新進気鋭の起業家同士が、時には仕事を紹介し合い、情報交換などを行いながら切磋琢磨を続けた。田幡代表もこうした環境の中で成長し、人脈作りに励み仕事の幅をどんどんと広げていった。

「世の中には法律問題に関して悩んだり苦しんでいる人が大勢いますが、弁護士をはじめとした法律の専門家へアプローチするまでのハードルが非常に高いことを私はパラリーガル時代に実感しました。法律について悩み苦しんでいる人が気軽に相談できる場を自分の手で作ってみたい。その一心で独立を決意しました」

こう振り返る田幡代表は、地域住民にとっての身近な街の法律家になるべく行政書士を目指した。そして資格取得後すぐに地元の埼玉で独立開業した。

場所はさいたま新都心のインキュベーションオフィスで、パーティションで区切られた小さな空間が、田幡代表の最初のオフィスとなった。

「当時同じフロアには、起業して間もない若い経営者や士業家の方々がたくさんいて、フロア全体が希望に満ち溢れ、熱気に溢れていました。私も周りの方々に負けていられないと張り切っていましたね」

こうしてクライアントや士業仲間と親密なネットワークを築くなど、順調な事務所運営を続けてきた田幡代表は、本業の傍ら、様々な地域貢献活動も併せて行ってきた。埼玉県創業ベンチャー支援センター専門アドバイザーとして、会社設立に関するセミナーをこれまで100回以上。埼玉県農業法人スペシャリストとしての顔も持ち、多彩なイベントや相談に応じ、その件数も優に100件を超える。

さらにNPOさいたま起業家協議会の理事、副理事長。NPOエコシステムさいたまの理事といった役割もつとめあげてきた。

「今後も地域の発展のために微力ながら、お役に立てることがあれば積極的に恩返ししていきたい」

これまでの受任件数は3500件超

遺言立会証人となったのはおよそ900件にのぼる

事

務所開設以来、田幡代表は相続・遺言・成年後見の案件を数多く扱ってきた。これまでの受任件数は3500件を超え、公証役場での遺言立会証人となったのは900件にのぼる。

「公正証書遺言に関わる相談や依頼はここ数年非常に多く寄せられるようになりました。生前に遺言を書かれる方が増えていることを実感します」

公正証書遺言とは、遺言者が公証人へ口頭によって遺言の内容を伝え、それに基づいて公証人が遺言書を作成するというもの。家庭裁判所での検認が不要で、利害関係者ではない第三者が証人となって遺言書を管理することから、遺言が無効になったり偽造されたりといった可能性も極めて低い。

「遺言は、死後に財産を自分の意思に従って分配するためには必ず必要なものです。例えば『親族じゃないがお世話になったから財産を残したい』、『親族には財産を渡したくないから財団に寄付したい』。こういった相続は遺言なしでは絶対に不可能です」

他にも遺言書があれば、相続が発生した時点で銀行口座の解約や不動産の移転登記を行うことができるなど、様々なメリットがある。

遺言の内容は、個々の財産状況などによって変わるため千差万別。また、遺言書を残す人は高齢者のみならず「若い人もいらっしやいます」と田幡代表。「例えば海外派遣の決まった自衛隊の方や、ALS（筋萎縮性側索硬化症）などの難病を患っている方などです。皆さん切実な想いで遺言を残される方々ばかりで、こちらもしっかりと役目を果たさなければという気持ちになります」

クライアントの生活を支え、財産を守る成年後見制度

クライアントの人生を背負う大変な仕事

田 幡代表はこれまでに、クライアントや地域住民からの依頼で「人生100年時代の不安と老後」、「終活セミナー 争続から想族へ」といったテーマのセミナーを幾度となく行ってきました。これらのセミナーで出てくる制度に「成年後見」というものがある。これは、本人の代わりに、後見人となった者が財産の管理や各種の契約行為などを行うことができるもので、超高齢社会の現在大きな注目を集めており、利用者も増えている。

田幡代表自身も依頼を受けて後見人として被後見人を支える業務を行っており、現在も何人かの

クライアントをサポートしている。

「遺言は判断能力があつて意思表示ができる人が行いますが、成年後見は主に意思表示ができない人を対象としています。例えば認知症などにより、自身で正常な判断ができなくなってしまう人が有する財産を、成年後見人が不当な契約から守ることができます」

成年後見には法定後見と任意後見の2つがあり、法定後見の場合は行政からの依頼で後見人を引き受けることとなる。「どちらも一旦引き受ければ、その方が亡くなるまで面倒を見ることとなりますので、相性はとても重要です」

平成29年には、田幡代表が長年支えてきた被後見人が亡くなり、悲しい別れを経験した。「老人ホームと一緒に探して入居の手続きもさせて頂くなど、自分にとって家族のような存在だったので、亡くなった時はショックでした。葬儀や納骨、最後に相続人への財産分与を行い、完結しましたが、成年後見はその方の人生を背負う大変な仕事だと改めて思いました」

こう述懐する田幡代表だが、「ご本人や相続人の方から感謝の言葉を頂いたときは、本当にやりがいを感じますし、引き受けて良かったと実感します」と充実した表情を浮かべる。

相続全般の仕事は他の士業とチームワークで対応

相続はお金の問題に加え、相続人の気持ちも重要なファクターに

田 幡代表のもとには、遺言や成年後見をメインに、相続関係の相談・依頼が多く寄せられる。被相続人が亡くなった後に発生する相続手続き全般の仕事を手掛ける際には、田幡代表が



終活に関わるテーマも精力的に行っている

信頼を寄せる他士業の専門家とチームを組んで解決にあたる。

「連携する弁護士、司法書士、税理士の先生方とともに、2年がかりで解決できた事例は特に印象に残っています」
ある子供のいない夫婦。先に妻が亡くなり夫もすぐに亡くなった。亡夫の姉の子供（夫から見た甥っ子）からの依頼で田幡代表は相続の仕事を請け負った。

「葬儀から自宅の遺品整理など死後事務をすべて行った依頼者である甥と亡夫の姉である母から生前には『財産を全て姉に渡す』と言っていました。しかし遺言書はなく口頭のみだったので、夫の意向を実現するには相続人全員からの承諾が必要でした」

相続人確定調査の結果、相続人が夫の亡兄弟の子供たちで計10人と判明。これらの甥姪たちはこの夫妻とも全く親交のなかった相続人。「相続人全員との遺産の配分を巡る折衝は、調停の場へと発展、本当にタフな仕事になりました」

りましたが、最終的には全員が納得し、無事に相続を完結することができました。こうした相続の事案を通して田幡代表は、「相続はお金の問題に加え、相続人の感情も汲みとって進めることが、円満解決に繋げる重要なファクターになります」と話す。

また相続の案件を手掛けるには、「関連する様々な制度を把握し、利用していくことも非常に重要」とも。例えば相続税の期限内納付での遺産預貯金の払い戻し請求制度や、法定相続情報の活用、法務局の遺言書保管制度など、手続きを進める上で有利になる制度がいくつも存在する。「これらの制度を個々のクライアントの状況に即して最適な形で活用していきます」

「周りに感謝」。人の縁に恵まれた20年

開業以来続けるニューズレターはクライアント同士の繋がりの場に

独立開業から20年近くが経過。様々な経験を通して、士業家として、また一人の人間として大きな成長を遂げてきた田幡代表だが、「ここまで順調にやってこられたのは、周りの方々の支えのおかげ。人の縁に恵まれた20年だったとつくづく思います」

こうしみじみと話す田幡代表が独立以来ずっと続けているライフワークがある。それが「ニューズレター」の発行だ。「クライアントの皆様向けに、お勧め図書の紹介や、弊所の業務案内、各クライアント様の事業紹介など、有益な情報発信を定期的に行っていました」

ニューズレターはクライアントに好評で、これがかきつけで仕事やセミナー依頼が寄せられたり、クライアント同士の取引が生まれるきっかけにもなったという。

「クライアントと親しく繋がりたい」という想いから誕生した田幡代表オリジナルのニューズレター。人と人との縁を大事にする彼女ならではの取り組みだが、その姿勢はもちろん今も変わらない。

そんな田幡代表に、今後のビジョンを伺うと、「事務所を大きくしたいという想いはさらさらあ

PROFILE

田幡 悦子 (たばた・えつこ)

埼玉県出身。大学卒業後、海外営業・秘書業務など民間企業のOLを経て、国際法律事務所
 で11年間M & A、合弁契約、民事訴訟などの業務を中心にパラリーガルとして勤務。
 これまでの経験を活かし、平成15年に田幡FP・行政書士事務所を開業。
 行政書士。ファイナンシャルプランナー。

【所属・活動】

NPOさいたま起業家協議会。日本ファイナンシャルプランナーズ協会会員。福祉住環境コー
 ディネーター・終活アドバイザー。さいたま商工会議所会員。埼玉県農業経営法人化推進
 スペシャリスト。コスモス成年後見サポートセンター会員。
 著書に「SOHO 起業家として生きるー明日の地域経済を拓く元気な挑戦者たち」(海文堂)
 がある。

INFORMATION

田幡FP・行政書士事務所

<https://www.tabataoffice.com/>

所在地

〒330-0062 埼玉県さいたま市浦和区仲町2-5-1
 ロイヤルバインズホテルB1 Mio 浦和104号
 TEL 048-851-5092 FAX 048-814-1303

アクセス

JR 浦和駅西口から徒歩8分

設立

平成15年4月

業務内容

- ・法人向け＝、法人設立をはじめとする各種の許認可申請や各種登録、契約書作成業務
- ・個人向け＝ライフプランニングの見直し等、遺言・相続・成年後見など

経営方針

『感謝』

モットー

「安心・確実・迅速。」



「らと考えています」
 親の介護の先に相続の問題が出てくる人も少なくない。田幡代表は行政書士、FP、福祉住環
 境コーディネーター、終活アドバイザーという多彩な資格に裏付けされた豊富な知識と経験を総
 動員し、予防的な観点から地域住民の生活を今後も力強く支えていく。



田幡代表が定期的に発行しているニュースレターと
 クライアントからの礼状

「りません」ときっぱり語る。
 「地元に着し、地域の方々が法律に関わること
 で少しでも悩みや不安があれば一番に声をかけ
 て頂ける。そんな存在になることが私の目標で
 す」
 地域貢献活動への誓いを立てて前を見据える
 田幡代表は、「近い将来介護を行う人同士が情報
 交換できるサロンのような場を作りたい」という
 構想をもつ。
 「私自身仕事をしながら母の介護を5年ほど続
 け、介護をする側の苦勞を実感しました。また介
 護は大変であるにも関わらず、周りに相談できる
 人がおらず、孤立して悩んでいる人も大勢いらつ
 しゃることも知りました。そんな方々をサポート
 する場を今後NPOの組織として作っていった